

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第24号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	別表第2（第5条関係） （1）～（12） [略] （13） 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号） <u>第2条第2項</u> の交付に関する事務であって規則で定めるもの （14）～（31） [略]	別表第2（第5条関係） （1）～（12） [略] （13） 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号） <u>第2条第3項</u> の交付に関する事務であって規則で定めるもの （14）～（31） [略]
2	別表第2（第5条関係） （1）～（27） [略] <u>（28）</u> [略] <u>（29）</u> [略] <u>（30）</u> [略] <u>（31）</u> [略]	別表第2（第5条関係） （1）～（27） [略] <u>（28）</u> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年岩手県条例第78号）別表第1の右欄に掲げる事務 <u>（29）</u> [略] <u>（30）</u> [略] <u>（31）</u> [略] <u>（32）</u> [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。